

宮城県バス運行対策費補助金交付要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 県は、生活交通バス路線の維持を図るため、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環境大103号。以下「国要綱」という。）に基づいて行う地域公共交通確保維持事業（陸上交通）に要する経費について、予算の範囲内において宮城県バス運行対策費補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域公共交通確保維持事業 国要綱第2条第1項第2号に規定する地域公共交通確保維持事業をいう。
- (2) 地域公共交通計画 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通計画をいう。

第2章 地域間幹線系統確保維持費補助金

(補助対象事業者等)

第3条 地域間幹線系統確保維持事業における補助対象事業者は、国要綱第4条第1項の規定により、地域公共交通計画に運送予定者として記載されている者とする。

- 2 知事は、予算の範囲内において、第5条の補助対象事業に係る補助対象経費の1/2に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付することができる。

(補助対象期間)

第4条 地域間幹線系統確保維持事業における補助対象事業の補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間とする。

(補助対象事業の基準)

第5条 地域間幹線系統確保維持事業における補助対象事業は、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 補助対象系統は、国要綱別表1及び国要綱附則第2条（国総支第60号、国鉄都第127号、国鉄事第470号、国自旅第407号、国海内第136号、国空事7235号、国空環第76号）第2条に定める要件に適合する系統とする。
- (2) 補助対象経費の額は、国要綱別表2に定めるところにより算定するものとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による申請書を、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに知事に提出しなければならない。

(交付の決定及び額の確定等)

第7条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定及び額の確定を行い、様式第2号による交付決定及び額の確定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 補助金は、前項に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(補助金の整理)

第8条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区別して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第9条 知事は、補助金の交付を受けた補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 本要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
- (3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

第3章 車両減価償却費等補助金

(補助対象事業者等)

第10条 車両減価償却費等補助事業の補助対象事業者は、次条の基準に適合する補助対象事業を行う一般乗合旅客自動車運送事業者とする。

2 知事は、第11条第1項の補助対象事業に対し、予算の範囲内において、補助対象経費の1/2に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付することができる。

(補助対象事業の基準等)

第11条 車両減価償却費等補助事業の補助対象事業は、地域間幹線系統確保維持事業の補助対象系統の運行のために必要な車両の取得等であつて、国要綱別表11に定める要件に適合し、かつ、国要綱別表12に定めるところにより経費の額が算定されているものとする。

2 車両減価償却費等補助事業における補助対象事業の補助対象期間は、補助金の交付を

受けようとする会計年度の 9 月 30 日を末日とする 1 年間とする。

(補助金交付申請)

第 12 条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第 3 号による補助金交付申請書を、補助金の交付を受けようとする会計年度の 11 月 30 日までに知事に提出しなければならない。

(交付の決定及び額の確定等)

第 13 条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定及び額の確定を行い、様式第 4 号による交付決定及び額の確定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 補助金は、前項に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(取得財産等の整理)

第 14 条 補助対象事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第 15 条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、次項で定める期間保存しておかなければならない。

(1) 取得財産等の得喪に関する書類

(2) 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

2 前項で規定する期間は、補助対象事業者等が補助対象事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助対象事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 22 年国土交通省告示第 505 号）に定める期間とする。

(取得財産等の管理等)

第 16 条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第 17 条 補助対象事業者は、取得財産等について、国要綱第 91 条の国土交通大臣（以下「大臣」という。）が別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

(準用規定)

第 18 条 第 8 条及び第 9 条の規定は、車両減価償却費等補助事業において準用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 3 月 16 日から施行し、平成 23 年度予算から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 11 月 1 日から施行し、平成 24 年度予算から適用する。ただし、別表 2 に係る改正は、平成 24 年 5 月 1 日以降の期間に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 15 日から施行し、平成 27 年度予算から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 20 日から施行し、平成 28 年度予算から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 11 月 1 日から施行し、平成 30 年度予算から適用する。ただし、別表 2 及び 3 に係る改正は、平成 29 年 10 月 1 日以降の期間に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 3 月 19 日から施行し、令和 2 年度予算から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。
(令和 2 年度予算に係る新型コロナウイルス感染症の影響による地域間幹線系統確保維持費補助金の補助対象事業の基準等の特例)
- 3 別表 1 のホに掲げる基準中「15 人以上 150 人以下と見込まれ」とあるのは、「150 人以下と見込まれ」と読み替えるものとする。
- 4 第 5 条第 2 号の規定に関わらず、別表 2 の「4」及び「5」は適用しないものとする。
- 5 前項の規定に基づき補助金の交付を受けようとする場合において、補助対象事業者は、第 6 条の規定に関わらず、附則様式第 1 号による申請書を、知事の指定する日までに知事に提出しなければならない。
- 6 知事は、前項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定及び額の確定を行い、附則様式第 2 号による交付決定及び額の確定通知書を補助対

象事業者に通知するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月8日から施行し、令和3年度予算から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。

(地域間幹線系統確保維持費補助金に係る経過措置)

- 3 旧国要綱第10条第1項の規定により認定を受けた生活交通確保維持改善計画に係る補助対象系統が廃止される場合において、当該計画に記載された乗合バス事業者に代わって、道路運送法第21条第1項第二号の規定による許可を受けて乗合旅客の運送を行う同法第3条第1号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業又は同号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者が生活交通確保維持改善計画に運送予定者として記載されたときは、国要綱第4条第1項及び前項の規定にかかわらず、これらの者は、補助対象事業者とすることができる。

(新型コロナウイルス感染症の影響による地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る補助対象事業の基準の特例等)

- 4 令和4年度事業において、別表1「補助対象経費」の「補助対象系統に係る補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額であって、別表2に定めるところにより算出される経費」について、別表2の3で定める経常収益の見込額の算出に用いる実車走行キロ当たり経常収益のうち、令和2年度の補助対象系統の経常収益には、運送収入の実績額のほか、宮城県バス運行対策費補助金交付要綱（令和3年3月19日付総交第196号）附則第4項に基づき交付された補助金額を算入するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月22日から施行し、令和3年度予算から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。

(令和3年度予算に係る新型コロナウイルス感染症の影響による地域間幹線系統確保維持費補助金の補助対象事業の基準等の特例)

- 3 別表1のホに掲げる基準中「15人以上150人以下と見込まれ」とあるのは、「150人以下と見込まれ」と読み替えるものとする。
- 4 第5条第2号の規定に関わらず、別表2の「4」及び「5」は適用しないものとする。
- 5 前項の規定に基づき補助金の交付を受けようとする場合において、補助対象事業者は、第6条の規定に関わらず、附則様式第1号による申請書を、知事の指定する日までに知事に提出しなければならない。
- 6 知事は、前項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定及び額の確定を行い、附則様式第2号による交付決定及び額の確定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 3 月 22 日から施行し、令和 4 年度予算から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。
(令和 4 年度予算に係る新型コロナウイルス感染症の影響による地域間幹線系統確保維持費補助金の補助対象事業の基準等の特例)
- 3 別表 1 のホに掲げる基準中「15 人以上 150 人以下と見込まれ」とあるのは、「150 人以下と見込まれ」と読み替えるものとする。
- 4 第 5 条第 2 号の規定に関わらず、別表 2 の「5」は適用しないものとする。
- 5 第 4 項の規定に基づき補助金の交付を受けようとする場合において、補助対象事業者は、第 6 条の規定に関わらず、附則様式第 1 号による申請書を、知事の指定する日まで知事に提出しなければならない。
- 6 本条の規定による補助金の交付にあたっては、予算の範囲内で行うものとし、第 7 条を準用する。
- 7 知事は、第 5 項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定及び額の確定を行い、附則様式第 2 号による交付決定及び額の確定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 18 日から施行し、令和 7 年度予算から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。